

## 神奈川県第三者管理協議会（第2回） 議事要旨

---

1. 日時 平成28年7月27日（水）14時25分～14時30分

2. 場所 神奈川県庁新庁舎5階5B会議室

### 3. 出席

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官  
宮田 弘和 東京入国管理局横浜支局次長  
藤永 芳樹 神奈川労働局長  
渡辺 豊 関東経済産業局産業部長  
藤巻 均 神奈川県産業労働局長

### 4. 議題

- (1) 特定機関の基準を満たすことの確認について
- (2) その他

### 5. 配布資料

- 資料1 特定機関の申請内容の概要  
資料2 特定機関の基準の確認項目  
資料3 東京圏国家戦略特別区域における家事支援外国人受入事業の特定機関（受入企業）が所定の基準を満たすことの確認について（案）  
資料4 神奈川県第三者管理協議会設置要綱の変更  
参考1 事業者における今後の手続き等  
参考2 家事支援外国人受入事業 制度概要

---

○神奈川県藤巻局長 ただいまから、「神奈川県第三者管理協議会」を開会します。本日の司会進行を務めさせていただきます、神奈川県の藤巻と申します。よろしく申し上げます。

早速ですが、家事支援外国人材受入事業の受入企業として確認申請のあった事業者が政令等で定める基準を満たしているかを事務的に確認した結果を、事務局よりご説明いたします。

○神奈川県吉川労働部長 それでは、お手元の資料をご説明いたします。

まず、資料1ですが、今回は、ダスキン、パソナ、ポピンズの3社からありました確認申請について審査を行いました。3社ともフィリピンから早ければ11月頃にも外国人材を受入れ、神奈

川県全域で事業を行うとしています。

次に、資料2ですが、今回の基準適合性の確認は、政令や指針で定めた、資料に記載の確認項目について行いました。事業区域が神奈川県内であること、フルタイムで直接雇用すること、日本人と同等の報酬とすること、住居を確保すること、苦情・相談窓口を置くことなどです。事務的に確認したところでは、いずれの基準についても適合しているものと考えております。

次に、資料3ですが、これらの事務的な審査の結果、今回の3事業者については、本事業を行うための基準を満たすものと考えておりまして、「第1号」適合事業者として確認したいと思っております。

最後に、資料4ですが、今回の審査とは別であります。内閣府の組織改編に伴う協議会設置要綱の一部変更をご了解いただきたいと思います。

なお、参考資料1として、事業者における今後の手続きをまとめましたので、ご参照ください。以上でございます。

○神奈川県藤巻局長 ただいまの説明について、審査結果や今後の取組を含め、各構成員からご発言をお願いしたいと思います。まず、東京入国管理局横浜支局さん、お願いします。

○宮田東京入国管理局横浜支局次長 本日、支局長が所用のため、私が代理で出席させていただいております。受入機関の審査としましては、家事支援活動の内容、研修の内容につきまして、審査いたしました。今後につきましては、入国手続きのための準備や受入機関として受入者の人選をしっかりとっていただきたいと思っております。以上でございます。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。それでは、神奈川県労働局さん、お願いします。

○藤永神奈川県労働局長 審査結果につきましては、特に異議はございません。今後、本協議会での神奈川県労働局の所掌事務につきまして、しっかり対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。続きまして、関東経済産業局さん、お願いします。

○渡辺関東経済産業局産業部長 局長が所用のため、産業部長が代弁させていただきました。特段意見はございませんが、とにかく、高品質で生産性の高い家事支援サービスを神奈川県から全国へ展開されることを期待しています。それから、本日第1号適合事業者となる3社につきましては、今後申請をされる事業者の見本となるようしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。最後に、内閣府さん、お願いします。

○佐々木内閣府地方創生推進事務局長 ただいま、構成員の皆様からご発言がございましたが、各構成員でご確認いただいた結果を内閣府で集約いたしました結果、3社とも特定機関の基準を満たすものと判断しております。

この事業が適切に実施されまして、後に続くこととなる大阪や東京にとっての良いモデルとなるよう、引き続き構成員の皆様のご協力をお願いいたします。今日まで大変お疲れ様でございました。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。特段の異議もございませんでしたので、本第三者管理協議会として、原案のとおり、特定機関の基準を満たすものとして確認することといたします。

す。今後とも各機関のご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、「神奈川県第三者管理協議会」を終了します。この後、本会議室の向かいの第5会議室において、受入企業へ通知書を交付しますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。